

障害者支援施設等における感染症発生時の職員派遣事業Q & A

NO	質 疑	回 答
1	派遣先は新型コロナウイルス感染症等が発生した障害者支援施設等になるのか。その際の派遣職員の業務は、感染者の支援を行うことになるのか。	感染症が発生した障害者支援施設等は、自法人内の他の施設の職員を配置換えするなどして職員の不足に対応した結果、他の施設(感染リスクのない施設)に職員が不足するときに派遣の依頼をすることを原則とします。ただし、運営施設が1施設だけの法人で職員の大半が感染した場合など、やむを得ず感染症発生施設への派遣をお願いすることもあります。
2	障害者支援施設等において、感染した利用者を施設で支援することとなった場合には、職員の不足が想定されるが、この事業の対象となるのか。	新型コロナウイルスに感染した患者は、入院することが原則となります。仮に大規模なクラスターの発生等により、感染した利用者を施設内で療養支援することとなった場合は、府が主体的にその体制を検討することとなりますので、この事業の対象にはなりません。
3	知福協へ職員派遣を依頼した後、実際に応援職員が施設に到着するまでに要する期間はどれくらいか。	派遣調整は、近隣施設から行うこととしますので、できる限り速やかに対応させていただきます。
4	安心して職員が派遣できるよう、派遣前後にPCR検査を受けられる体制を整えていただきたい。	応援職員の派遣は1のとおり感染リスクのない施設としておりますので、基本的に検査は不要と考えていますが、派遣の状況によりPCR検査の必要性を個別に判断いたします。
5	派遣時や支援終了後の宿泊場所の確保をお願いしたい。	宿泊場所については、基本的に派遣先の法人で確保をお願いいたします。宿泊費用は一旦派遣元で負担していただき、後日、サービス継続支援事業により補助を受けてください。
6	派遣される期間は、1か月を超える場合もあるのか。	一人の応援職員が派遣される期間は、最長で2週間までです。
7	派遣期間に支援終了後の健康観察期間(自宅待機など)も含めていただきたい。	派遣期間については、実際に派遣される期間とします。派遣期間終了後に健康観察期間を設けるかどうかについては派遣元で判断してください。なお、この健康観察期間における手当等のかかり増し費用は、サービス継続支援事業により補助を受けることが可能です。
8	派遣する職員に対し危険手当等の特別な補償を府レベルで検討していただき、枠組を整備していただきたい。	派遣元で、派遣職員に危険手当等を支給した場合には、サービス継続支援事業により補助が可能ですので、当該事業をご活用ください。
9	派遣先で臨機応変に対応できる職員でなければ、かえって迷惑をかける可能性がある。対象職員の経験年数は問うのか。	一定の実務経験のある職員の方を対象とさせていただきます。また、派遣をお願いする際の事前の協議時に、対応可能な業務内容なのかどうかについても十分打ち合わせを行わせていただきます。
10	現在提供しているサービスと同じサービスを行っている施設への派遣となるのか。また、障害種別が異なる施設に派遣された場合、適切な支援ができるか不安である。	調整に当たっての優先順位は、近隣施設であること、同じ障害種別の施設であることを基本とし、派遣の協議をさせていただきます。場合によっては他の障害種別の施設へ派遣をお願いする可能性も考えています。
11	GH(共同生活援助事業所)へ派遣された場合、一人配置も想定され、業務遂行に時間を要し利用者にかえって迷惑をかけてしまわないか不安である。派遣先の業務のマニュアル等の作成・準備をお願いしたい。派遣される場合、求められる業務内容を具体的に示してほしい。	派遣をお願いする際の事前の協議時に、業務内容やマニュアルの提示などを派遣先に対してお願いするなど、派遣時の不安を軽減できるように努めます。
12	派遣職員の身分はどうなるのか。また、夜勤もあるのか。	派遣職員は、派遣元の身分により従事していただくこととしています。また、派遣職員には、原則として日勤業務をしていただくこととしています。
13	職員派遣に係る府の支援はあるのか。	府の支援は次のとおりです。 1 衛生用品 派遣中に必要となったマスク、ゴーグル、ガウン、手袋等の衛生用品は、派遣先施設で用意していただきますが、万が一不足する場合は、府が必要に応じて不足分を支給します。 2 職員派遣等に係る費用の補助 京都府新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業費補助金により、京都市域以外の障害者支援施設等に対し、職員派遣に係る必要な経費(賃金・手当(割増分)、旅費・宿泊費、傷害保険の加入費用等)を補助します。 ※京都市域内の障害者支援施設等については、京都市障害福祉サービス等事業者に対するサービス継続支援事業補助金交付要綱の補助対象となります。